

公立大学法人神戸市看護大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する理事長決定をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学理事長決定

公立大学法人神戸市看護大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する理事長決定

公立大学法人神戸市看護大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（2019年4月1日理事長決定）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条～第4条 (略) (障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)</p> <p>第5条 (略) (1)(2) (略) (3) 監督者 学部長, 研究科長, <u>学生部長</u>, センター長及び課長</p> <p>第6条～第15条 (略) 附 則 (略) _____</p>	<p>(3) 監督者 学部長, 研究科長, <u>図書館長</u>, センター長及び課長</p> <p>附 則 <u>この要領は, 2025年4月1日から施行する。</u></p>